

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025

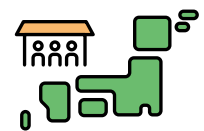
国勢調査2025が10月1日(水)を基準として、全国一斉に実施されます。国勢調査は、国内の人と世帯の実態を把握し、さまざまな行政施策やその他の基礎資料を得ることを目的に、5年ごとに行う大切な調査です。

国勢調査2025
ホームページ



問い合わせ先 情報政策課 ☎0968(25)7249

調査対象



日本に住む
全ての人と世帯

調査事項



【世帯員に関する事項】
氏名、男女の別、出生
の年月、国籍 など

【世帯に関する事項】
世帯の種類、世帯員の
数、住居の種類 など

17
問

調査票配布



調査員が各世帯を訪問し、
調査票を届けます。

回答方法

便利で簡単なインターネット回答がおすすめです

届いた調査票に記載されている二次元コードをスマートフォンやタブレットで読み取ると、ログインIDやアクセスキーの入力の手間なく、回答サイトにアクセスできます。

インターネット
回答期間 9月20日(土)～10月8日(水)

以下の方法でも回答できます

- 調査票を調査員に提出
- 調査票を郵送

個人情報の保護

国勢調査は「統計法」に基づく基幹統計調査です。統計調査員や調査関係者が、調査で知り得た内容を他に漏らしたり、統計以外の目的で使用したりすることは絶対にありません。これらの行為は、統計法という法律で固く禁じられており、違反した者に対する罰則も設けられています。

統計調査員は、県知事が任命した非常勤の地方公務員です。調査員は必ず「調査員証」を携帯していますので、提示を求めるようにしてください。

詐欺に注意！

国勢調査を装った詐欺や不審な調査にご注意ください。

国勢調査のデータは、皆さんの身近な暮らしにも使われています

福祉政策



- 子育て支援のための施策
- 高齢者福祉対策 など

子育て世帯や高齢者の状況を把握し、適切な福祉サービス提供のために役立てられています。

防災対策



- 防災計画の策定
- 災害復興計画の策定
- 被害予測システムの開発 など

企業などでの活用



- 電力などの各種需要把握
 - 商品開発やサービスの需要予測
- コンビニの店出などにもデータが活用されています。

令和8年4月から 水道メーター検針が「2カ月に1回」の隔月検針になります

問い合わせ先 【上水道料金に関すること】水道課 ☎0968(23)6066
【下水道使用料に関すること】下水道課 ☎0968(25)7244

請求はこれまでどおり
毎月請求

経費削減および経営改善の一環として、これまで毎月行っていた水道メーターの検針が令和8年4月から、2カ月に1回検針(隔月検針)に変更になります。

請求は、従来どおり毎月請求のままです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

区域によって、「奇数月」「偶数月」の検針へ

区域によって「奇数月ごとに検針」または「偶数月ごとに検針」となります。

市内を2区域(奇数月検針区域・偶数月検針区域)に分け、隔月の8日から20日までの間に検針を行います。

皆さんの地区が「奇数月検針」か「偶数月検針」のどちらになるかは、令和8年5月以降に配る新しい検針票でご確認ください。

※検針日がこれまでと若干前後する場合があります

水道料金の算定方法

水道料金は検針日に計量した水量の2分の1を検針月の翌月、残りの2分の1を翌々月に請求します。2等分したときに端数が生じた場合は、検針月の翌々月の使用水量に加えます。

■奇数月検針区域(例)

5月10日に検針した場合(前回検針3月10日)

使用期間	検針水量	算定水量	請求時期
3月10日～5月10日	35立方メートル	17立方メートル	6月請求
		18立方メートル	7月請求

■偶数月検針区域(例)

6月10日に検針した場合(前回検針4月10日)

使用期間	検針水量	算定水量	請求時期
4月10日～6月10日	35立方メートル	17立方メートル	7月請求
		18立方メートル	8月請求

隔月検針移行に伴う経過措置

奇数月検針区域

令和8年5月の請求は行いません。
(一部下水道使用料の請求あり)

偶数月検針区域

令和8年6月の請求は行いません。
(一部下水道使用料の請求あり)

■請求のイメージ(閉栓による精算は除く)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
奇数月 検針区域	検針	→○	→○	→○	→○	→○	→○
	請求	請求	請求なし※	請求	請求	請求	請求
偶数月 検針区域	検針	→○	→○	→○	→○	→○	→○
	請求	請求	請求	請求なし※	請求	請求	請求

※人頭制地区の下水道使用料は5月(奇数月)・6月(偶数月)も通常どおりの請求となります

【人頭制地区】利用人数で下水道使用料を算定(泗水地区、七城地区、浄化槽利用者、井戸水併用者など)